

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類                   平成14年3月17日執行熊本県議会議員水俣市選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規程による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
5,966,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉永和世	所属党派	無所属	期 間	4月1日から	第2回分
出納責任者	西條 登				4月20日まで	

<p>収入</p> <p>主たる寄附 (氏名・団体名)</p> <p>(職業)</p> <p>(寄附額)</p>	<p>支出</p> <p>人件費 家屋費 選挙事務所費 集合会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑費</p> <p style="text-align: right;">83,521円</p>
--	--

<p>その他の寄附</p> <p>その他の収入</p>		
今回計	0円	今回計
前回計	4,000,000円	前回計
総計	4,000,000円	総計
		83,521円
		3,827,465円
		3,910,986円

報告書受理年月日	平成14年4月22日	第2回目
----------	------------	------

- 備考 1 各候補者の記載の順序は、五十音順とする。
- 2 寄附については、寄付者別の寄附額が1万円を超えるものについては「主たる寄附」として個別に記載するものとし、それら以外の寄附は「その他の寄附」としてその総計を何件何円と一括記載するものとする。

## 熊本県公安委員会規則第 11 号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則を次のように定める。

平成 1 4 年 5 月 3 1 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則

(趣旨)

第 1 条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 1 3 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 1 4 年政令第 2 6 号）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 1 4 年国家公安委員会規則第 1 1 号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(証紙による納付の方法等)

第 2 条 法第 5 条第 1 項の規定により申請書を提出する際、熊本県収入証紙規則（昭和 3 9 年熊本県規則第 1 9 号）第 4 条の規定により手数料を納付しようとする者は、領収証紙納付書（別記様式第 1 号）に貼付して提出しなければならない。

(認定証の交付等)

第 3 条 次に掲げる交付又は再交付は、主たる事務所の所在地の所轄警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して行うものとする。

- (1) 法第 5 条第 2 項の規定による認定証の交付
- (2) 法第 5 条第 5 項の規定による認定証の再交付
- (3) 法第 8 条第 3 項の規定による書換えた認定証の交付

(認定の拒否に関する通知等)

第 4 条 法第 5 条第 3 項の規定による認定の拒否に関する通知は、認定に関する通知書（別記様式第 2 号）により、所轄警察署長を経由して行うものとする。

2 法第 8 条第 2 項の規定による変更の届出に関する通知は、変更届出に関する通知書（別記様式第 3 号）により行うものとする。

3 法第 9 条第 3 項の規定による認定証の返納に関する通知は、認定証の返納に関する通知書（別記様式第 4 号）により行うものとする。

4 法第 2 2 条第 1 項又は法第 2 5 条第 2 項第 1 号の規定による指示に関する通知は、指示に関する通知書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

(認定に関する協議等)

第 5 条 法第 5 条第 4 項の規定による認定に関する協議にあっては、認定に関する協議書（別記様式第 6 号）により行うものとする。

2 法第 7 条第 2 項の規定による認定の取消しに関する協議は、認定取消しに関する協議書（別記様式第 7 号）により行うものとする。

3 法第 2 3 条第 1 項又は法第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定による営業の停止の命令に関